

6 森推第 705 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和 6 年 10 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 鴻之田川特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上伊那郡辰野町鴻之田川地区の町道 2081 号線と 113 林班との交点を起点とし、同点から 113 林班と 114 林班の林班界に沿って東進し、114 林班と 52 林班の林班界に至り、同点から 14 林班と 52 林班の林班界を東進し、市道 65311 号線との交点に至り、同点から同道路線を北東進し、同道路線と市道 2 - 22 号線との交点に至り、同点から同道路線を西進し、同道路線と林道上後線との交点に至り、同点から同道路線を北西進し、53 林班と 52 林班の林班界との交点に至り、同点から林班界を西進し、辰野町と諏訪市の市町村境との交点に至り、同点から同市町村境を西進し、98 地番を通る私道との交点に至り、同私道を南西進し、町道 2080 号線との交点に至り、同点から同道路線を南西進し、町道 59 号線との交点に至り、同点から同道路線を東進し、町道 58 号線との交点に至り、同点から同道路線を南進し、町道 2081 号線との交点に至り、同点から同道路線を南進し、起点に至る線に囲まれた区域一円（面積約 87 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

2 平根特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市岩村田地籍の上信越自動車道と県道佐久軽井沢線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、同県道と市道 5-1 号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、湯川との交点（平根橋）に至り、同点から同川を北進し、佐久市と北佐久郡御代田町との市町村界に至り、同点から同市町界を東進し、上舟沢道上歩道との交点に至り、同点から同歩道を西進し、木戸入尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、平尾富士無線中継所連絡道との交点に至り、同点から同連絡道を南進し、市道 7-2 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、林道平尾表線との交点に至り、同点から同林道を南進し、林道大星尻線との交点に至り、同点から同林道を南進し、市道 7-63 号との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道 7-

57号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道38-1号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道7-103号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、上信越自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積556ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

3 湯沢峰特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

佐久市望月大字春日地籍の県道湯沢望月線の終点を起点とし、同点から市道頭無線を南西進し、更に東進し、農道湯沢口線との交点に至り、同点から同農道を西南進し、市道湯沢牧場線との交点に至り、同点から同市道を西進し、大字春日と大字協和の大字界に至る尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、同大字界との接点に至り、同点から同大字界を北進し、春日新田区上に至る尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、県道湯沢・望月線との交点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約122ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 穂積特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町大字穂積1121-1地籍及び同地籍に隣接する外周の道路を含む区域(面積約8ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

5 佐久穂町千曲川河川敷特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町の千曲川左岸堤防を起点とし、同点から同堤防を南進し、佐久穂町と南佐久郡小海町の町村界との交点に至り、同点から同町村界を東進し、千曲川右岸側堤防との交点に至り、同点から同堤防を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約60ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

6 南軽井沢矢ヶ崎I特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢地籍の群馬県と長野県との境界と国道18

号線との交点（碓氷峠）を起点とし、同点から同境界を南進し、県道下仁田軽井沢との交点（和美峠）に至り、同点から同県道を北西進し、泥川との交点に至り、同点から同川を西進し、軽井沢リゾートランド進入路との交点に至り、同点から同進入路を北進し、国道 18 号軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を東進し、矢ヶ崎川との交点（雨宮橋）に至り、同点から矢ヶ崎川を北進し県道下仁田軽井沢線との交点に至り、同点から同県道を北進し、国道 18 号線との交点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 1,114ha）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

7 南軽井沢矢ヶ崎Ⅱ特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

北佐久郡軽井沢町軽井沢地籍の国道 18 号線と県道下仁田軽井沢線との交点を起点として、同点から同県道を南進し矢ヶ崎川との交点に至り、同点から同川を南進し、国道 18 号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を西進し、軽井沢リゾートランド進入路との接点に至り、同点から進入路を南進し、泥川との交点に至り、同点から同川を南東進し、県道下仁田軽井沢線との交点に至り、同点から同県道を南進し、長野県と群馬県の境界（和美峠）に至り同点から同境界を西進し、国有林とレイクニュータウン別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、町道発地馬取線との交点に至り、同点から同町道を西進し、農道 60 号線との接点に至り、同点から同農道を北進し、町道 61 号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、農地と山林の境界との接点（駒形神社）に至り、同点から同境界を北西進し、町道発地南軽井沢線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、北佐久郡軽井沢町女街道線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、民有林第 14 林班と第 16 林班の境界に通ずる道路との接点に至り、同点から同道路を南進し、民有林第 14 林班と第 16 林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、民有林第 14 林班と第 23 林班の境界との接点に至り、同点から同林班界を北進し、町道風越線との接点に至り、同点から同町道を北進し、町道女街道線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道豊登茂沢中軽井沢停車場線との交点に至り、同点から同県道を北進し、国道 18 号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を西進し、国道 18 号線との交点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 1,947ha）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

8 番所ヶ原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市武石番所ヶ原地籍の武石川と焼山沢川との合流点を起点とし、同

点から焼山沢を南西進し、同沢と民有林及び国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、武石川との交点に至り、同点から同川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約 181 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

9 獅子ヶ城特定猟具使用禁止区域 (銃器に限る)

(1) 区域

上田市武石小沢根地籍の民有林 3072 林班と 3070 林班の境界の最北端の接点を起点とし、同点から 3072 林班と 3070 林班及び 3071 林班の境界を南進し、上田市と小県郡長和町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を南西進し、3074 林班と国有林との交点に至り、同点から国有林界を北東進し、3075 林班と 3076 林班の交点に至り、同点から 3076 林班と 3075 林班及び 3072 林班の林班界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約 190 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

10 芸術村公園特定猟具使用禁止区域 (銃器に限る)

(1) 区域

東御市八重原地籍の市道山崎久保線と県道丸子北御牧東部線の交点を起点とし、同点から同県道を南進し、市道菖蒲池北線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道白水南線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水中央線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水東線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道新池北線との交点に至り、同点から同市道を北進し市道明神池西線との交点に至り、同点から同市道を東南進し、市道開畑 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道開畑線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道山根坂線との交点に至り、同点から同市道を東進し、広域農道千曲川 2 期地区との交点に至り、同点から同農道を南進し、市道中八山根線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道山崎日向線との交点に至り同点から同市道を南進し、市道山崎久保線との交点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約 53 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

11 奈良原特定猟具使用禁止区域 (銃器に限る)

(1) 区域

東御市大字新張字奈良原地籍の株式会社中部電力所管の塩沢第 2 水力発電所を起点とし、同点から同社所管の私道を南進し、県道東御孺恋線との交点に至り、同点から同県道を西進し、市道祢津 243 号線との交点に至り、

同点から同市道を西進し、西沢川との交点に至り、同点から同川を北進し、国設浅間鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、県道東御孺恋線との交点に至り、同点から同県道を南進し、塩沢第2水力発電所の送水管との交点に至り、同点から同送水管を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約87ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

12 学者村特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

小県郡長和町と北佐久郡立科町の町界と長和町大字長久保地籍の民有林29林班及び30林班の林班界との接点を起点とし、同点から同林班界を北西進し、林道大呂出線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、一般国道142号との交点に至り、同点から同国道を北西進し、町道サテライト1号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、民有林26林班と27林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北進し、23林班の林班界との接点に至り、同点から23林班と26林班の林班界を北進し、25林班の林班界との接点に至り、同点から23林班と25林班の林班界を北東進し、22林班と24林班の林班界との接点に至り同点から22林班と24林班の林班界を北進し、21林班の林班界との接点に至り、高点から21林班と24林班の林班界を西進し、21林班は小班とに小班との接点に至り、同点から同小班界を北進し、21林班い小班との接点に至り、同点から21林班い小班とは小班の小班界を東進し、21林班ろ小班の小班界との接点に至り、同点から21林班い小班とろ小班の小班界を北東進し、20林班と21林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、20林班ほ小班とへ小班の小班界との接点に至り、同点から同小班界を北進し、20林班い小班の小班界との接点に至り、同点から20林班い小班とほ小班の小班界を東進し、20林班ろ小班の小班界との接点に至り、同点から20林班い小班とろ小班の小班界を北進し、19林班と20林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、18林班の林班界の接点に至り、同点から18林班と19林班の林班界を北西進し、17林班の林班界との接点に至り、同点から17林班と18林班の林班界を北進し、16林班の林班界との接点に至り、同点から16林班と18林班の林班界を北進し、長和町と上田市の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、北佐久郡立科町との接点に至り、同点から長和町と立科町の町界を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約312ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

13 大峽間特定猟具使用禁止区域(銃器に限る)

(1) 区域

小県郡長和町和田野之入地籍の国有林東信森林管理署所管第 1146 林班と追川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、同川と第 1145 林班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し更に西進し、第 1145 林班、第 1146 林班及び民有林の境界との接点に至り、同点から第 1146 林班と民有林の境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 16 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

14 ますみヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

伊那市小沢地籍の市道穴沢線と市道中小沢ますみヶ丘線との交点を起点とし、同点から市道中小沢線ますみヶ丘線を南東進し、更に西進し、市道中小沢ますみヶ丘 2 号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道大坊中の原線との交点に至り、同点から同市道を南進し、更に西進し、市道大坊横山線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ますみヶ丘 4 号線との交点に至り同点から同市道を北西進し、市道荒井横山 2 号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ますみヶ丘内萱線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道ますみヶ丘 25 号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道平沢 19 号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道平沢 13 号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道荒井横山線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道西小穴沢線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道穴沢線との交点に至り、同点から同市道を東進し、更に北東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。（面積 119 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

15 羽場垣外特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上伊那郡南箕輪村田畑地籍の一般国道 153 号と大泉川との交差点を起点とし、同点から同川を東進し、天竜川との交点に至り、同点から同川を南進し、村道 2020 号との交点に至り、同点から同村道を南西進し、明神橋との交点に至り、同点から同橋を南東進し、市道河東線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、新水神橋との交点に至り、同点から同橋を西進し、天竜川右岸との交点に至り、同点から同市村界を北西進し、同市村界と一般県道南箕輪沢渡線（以下「県道」という）との交点に至り、同点から同県道を北東進し、一般国道 153 号との交点に至り、同点から同国道を北進して起点にいたる線に囲まれた一円の区域。（面積 114 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

16 奈良井川特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

松本市芳川野溝地籍の県道松本飛行場線の二子橋東詰を起点とし、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、塩尻市洗馬地籍の県道御馬越塩尻停車場線の太田橋東詰に至り、同点から同橋を渡り西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を北進し、県道松本飛行場線の二子橋西詰に至り、同点から奈良井川の堤防である松本市道 6006 号線を北西進し、同川と鎖川の合流点に至り、同点から鎖川の右岸堤防を西進し、仁科橋南詰に至り、同点から同橋を渡り北詰に至り、同点から鎖川及び奈良井川の堤防である市道 7059 号線を東進し、島立橋西詰に至り、同点から奈良井川の堤防である市道 7097 号線、市道 8024 号線及び市道 8049 号線を北東進し、県道倭北松本停車場線松島橋西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を北進し、県道 316 号線新橋西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を更に北進し、市道 8102 号線島橋西詰に至り、同点から同橋を渡り東詰に至り、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、県道 316 号線新橋東詰に至り、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、奈良井川と大門沢川との合流点に至り、同点から大門沢川を南東進し、国道 19 号線との交点に至り、同点から同国道を南進し、県道倭北松本停車場線との交点に至り、同点から同県道を西進し、同県道松島橋東詰に至り、同点から奈良井川の堤防である市道 5004 号線、市道 5005 号線及び市道 5029 号線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 242 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

17 久保調整池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

大町市平地籍の市道若宮花見線と久保田調整池南東部土羽敷の接点を起点とし、同点から同市道を北西進し同市道と久保田調整池管理道の接点に至り、同点から同管理道を北進し同管理と大蔵宮堰の接点に至り、同点から同堰を東進し同堰と久保田調整池北東土羽敷との接点に至り、同点から同土羽敷を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域。（面積 1.4ha）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

18 会染特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

北安曇郡池田町会染地籍の県道大町明科線と町道 55 号線との接点を起

点とし

同点から同町道を東進し町道 1 号線との接点に至り、同点から同町道を北進し町道 434 号線との接点に至り、同点から同町道を東進し中部電力高圧送電線路（北松本・大町線）との交点に至り、同点から同送電線路を南進し県道大町明科線との交点に至り、同点から同県道を北進し県道原木戸安曇追分停車場線との接点に至り、同点から同県道を南西進し北安曇郡松川村との町村境（高瀬橋）に至り、同点から同町村界を北進し町道 225 線との接点に至り、同点から同町道を東進し県道大町明科線との接点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域。（面積 710ha）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

19 東山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

北安曇郡白馬村堀之内地籍の村道 0102 号線と白馬村嶺方簡易水道との交点を起点とし、同点から同村道を西進し村道 1019 号線との接点に至り、同点から同村道を北西進し村道 1010 号線との接点に至り、同点から同村道を北進し村道 1110 号線との接点に至り、同点から同村道を西進し県道白馬美麻線との接点に至り、同点から同県道を北進し村道 1114 号線との接点に至り、同点から同村道を西進し国道 148 号線との接点に至り、同点から同国道を北進し村道 1058 号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し（県道白馬美麻線を横断し）一級河川姫川との交点（姫川橋）に至り、同点から同河川を北東進し飯森沢との接点（平川合流点）に至り、同点から同沢を南東進し郷沢窪山(1,059m)に至り、同所から郷尺尾根を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域。（面積 424 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

20 大洞特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上水内郡小川村大字稲丘日本記地籍の主要地方道信濃信州新線と県道小川長野線の接点を起点とし、同点から同主要地方道を南西進し、同主要地方道と村道 9 号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、同村道と村道 9 号線支 21 との交点に至り、同点から村道 9 号線支 21 を西進し、同村道と村道 1 号線支 28 との交点に至り、同点から村道 1 号線支 28 を北進し、同村道と村道 1 号線との交点に至り、同点から村道 1 号線を北進し、同村道と村道 1 号線支 33 との交点に至り、同点から村道 1 号線支 33 を北東進し、同村道と小川村と長野市鬼無里の市村界との交点に至り、同点から同市村界を東進し、同市村界と村道 22 号線支 3 との交点に至り、同点から同村道を南進し、同村道と村道 22 号線との交点に至り、同点から村道 22

号線を西進し、同点から県道小川長野線との交点に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 270 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策係